

令和元年度  
世界で活躍できる研究者戦略育成事業

公募要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

令和元年 7 月

令和元年度世界で活躍できる研究者戦略育成事業  
公募要領

目次

1. 事業の目的	2
2. 事業の概要	2
(1) 対象	2
(2) 事業の期間	9
(3) 事業規模	9
(4) 補助対象となる経費の範囲	10
3. 審査方法	
(1) 審査の手順	11
(2) 審査の方針	11
4. 申請方法	
(1) 申請書類	12
(2) 申請期間	12
(3) 提出方法	12
(4) 提出先	12
(5) その他	12
5. 取組の実施	13
6. 留意事項	14
7. 問い合わせ先	24
8. スケジュール	24
別表	25

## 1. 事業の目的

近年、論文数に関する我が国の国際的地位が、質的にも量的にも低下していることが指摘されています。第四次産業革命が進展し、科学技術を巡る国際的な競争的環境が大きく変化する中で、人口減少が進む我が国が、科学技術・学術分野における研究開発力や国際プレゼンスを維持向上させていくためには、研究者の研究力の向上を図ることが急務となっています。

特に、我が国においては国際共著論文の数が少なく、研究者の国際的なネットワークへの参画を促すことが重要とされていることも踏まえ、研究者が海外で研さんし多様なバックグラウンドを有する研究者等と切磋琢磨できる環境の下で、組織として、戦略的に優れた研究者を育成していくことが重要です。また、我が国のイノベーションを活性化させていくためには、大学等のアカデミアだけでなく産業界においても創造的な研究開発に取り組み、先進技術の開発・社会実装等を牽引できる人材が求められており、産学を問わず多様な場で活躍するための資質能力を備えた研究者の育成が必要とされています。

このような背景の下、「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」（以下「本事業」という。）は、我が国の科学技術イノベーションの強化や研究力の向上に資するため、世界でトップクラスの研究者として産学の枠を超えて活躍できる人材の育成に向けたプログラムの開発や、組織的な研究者育成システムの構築を通じて、優れた研究者の戦略的な育成を推進する大学・研究機関を支援します。

## 2. 事業の概要

### (1) 対象

#### <対象機関>

本事業に申請可能な機関は以下のとおり。

- ・大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学をいう。ただし、学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学は除く。）
- ・国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 3 項に規定する国立研究開発法人をいう。）

複数の機関による共同申請も可能です。共同申請に当たっては、1 機関を代表機関とし、その他機関が共同実施機関として参画するよう構成してください。なお、共同実施機関として、大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関をいう。）と連携することも可能とします。

(留意事項)

- 本事業においては、事業期間を通じて、全国に複数の研究者育成拠点を形成することを想定しています。各実施機関は、自機関における研究者の育成に留まらず、周辺の他の研究機関における組織的な研究者の戦略的育成の取組や体制整備を支援するとともに、開発されたプログラムの普及・拡大に向けて取り組むことが期待されます。
- 取組の実施に当たっては、複数の機関がコンソーシアムを形成したり連携・協力したりすることを想定しています。事業実施期間中に、プログラムの進捗に応じて、必要な時期に共同実施や連携を行う機関数を増やすことを推奨しますが、事業開始当初から複数機関との事業の共同実施や連携を必ずしも求めるものではありません。
- 複数の機関による事業の共同実施や連携を行う場合には、地域の拠点となることを前提に、周辺の研究者がプログラムを利用することができる地理的な距離を考慮しつつ、世界で活躍できる若手研究者の育成という目的を共有できる機関間で連携を図るようにしてください。

<申請者>

上記対象機関の長

<選定予定件数>

2件程度

共同申請の場合は、複数機関による共同申請を1件と数えます。

<対象となる取組・要件>

対象となる取組は、代表機関と共同実施機関(両機関を合わせて、以下「実施機関」という。)が行う取組であり、下記①から④のいずれも満たすものとします。

①世界で活躍できる研究者育成に関するプログラムの開発

- 国内外における優秀な研究者育成に関する先進事例等の知見を取り入れながら、世界水準の研究・マネジメント能力を身に付けた、世界トップクラスの研究者を育成するプログラムを開発する取組を実施します。プログラムの開発に当たっては、特定の研究分野に関する研究能力だけでなく、世界で活躍できる研究者としての総合的な能力を身に付けることができるように留意してください。

- 具体的には、下記のような取組を実施します。なお、各実施機関においては、世界トップクラスの研究者育成に向けて、下記の取組を超えて、自由な発想と工夫による多様な取組を検討・実施することが期待されます。
  - ・ 国内の研究者育成の優良事例や、海外の先進事例について情報を収集・蓄積し、分析を行う。
  - ・ 実施機関において、収集・分析した知見を踏まえて、世界で活躍できる研究者育成プログラムについて、世界トップクラスの研究者として目指すべき研究者像、求められる資質能力、達成することが望ましい目標を明確化した上で、育成プログラムのメニューや、実施方法、評価方法、望ましい研究環境、実施体制等について、検討・計画する。
  - ・ 海外の有識者を招へいたシンポジウム等を実施機関中に計画的に開催し、実施機関におけるプログラムの開発状況、その効果、今後の課題に関して、プログラム開発の参考とする。
  - ・ プログラムの実証を通じて、その効果を明らかにし検証するための調査・分析等を行う。
  - ・ プログラムの実証と効果の検証・改善を通じて、世界トップクラスの研究者の育成を組織的に行うシステムを検討する。
  - ・ 研究者育成システムの自主的・持続的運営に向けて、他機関との費用負担やシステムの内在化の在り方を検討する。

## ②世界で活躍できる研究者育成に関するプログラムの実証

- 公正な審査を経て選考したコアとなる若手研究者集団を形成し、研究者として国際的に活躍するために必要な資質能力の向上に関する研修の実施や、異分野の研究者、民間企業、国内外の研究機関等との人的交流や共同研究等の機会の提供、海外の研究費資金獲得や国際共同研究等を支援する体制の構築等を通じて、組織として研究者の戦略的な育成を行います。その際、研究者は大学等の研究機関に限らず多様な場で活躍することが望ましいことから、産学官を問わず重要となる資質能力を踏まえて取組を実施してください。
- 具体的には、各研究機関において育成することを目指す研究者像に応じて、実施機関において開発したプログラムに基づき下記のような各種の取組を実施し、世界で活躍できる研究者の育成プログラムを実証するものとします。なお、各実施機関においては、世界トップクラスの研究者育成に向けて、下記の取組を超えて、自由な発想と工夫による多様な取組を検討・実施することが期待されます。
  - ・ 公正な審査を得て選考した若手研究者集団に対して、研究活動に係るスタートアップに要する研究費を支援するとともに、安定的かつ自立的な研究環境

の下で研究に専念させ、研究者としてのキャリアアップを図る仕組みを構築する。

- ・ 国内外の研究機関等と連携しながら、海外のトップジャーナルへの論文掲載や、国際会議での研究発表、海外の研究費獲得、国際共同研究の実施、国外での研究インターンシップなどが可能となるよう、国際的に活躍する研究者としてのスキルの習得・向上に関する教育研修等を実施するとともに、国際的に活躍できる研究者としてのキャリア形成を図るための支援体制を構築する。
  - ・ 若手研究者が、国内外の研究機関や企業等での研究・技術開発やその他多様な業務・職務において活躍できる能力を身に付けるための講義、多様な研究機関・企業等との交流会等の取組を実施する。
  - ・ 実施機関における取組の他の研究機関への展開のためのシンポジウム・講習会等の開催、パンフレット・教材作成等の取組を実施する。
  - ・ 研究者育成の拠点として、プログラムへの他機関の研究者の参加を受け入れるなど、プログラムの効果や成果を波及させる取組を実施する。
  - ・ 企業での研究インターンシップ、企業との共同研究等の取組を実施するなど、産業界での活躍も視野に入れた研究者としてのキャリアアップを図る仕組みを構築する。
- 上記のような取組の実施においては、プログラムの進捗に応じて、他機関の研究者のプログラムへの受け入れや他機関の事業との連携を進め、地域の拠点として徐々に、周辺の研究者や研究機関に幅広くプログラム開発の成果を普及することが可能となるよう、プログラムの開発・実証を計画してください。例えば、事業開始から一定期間経過後、実施機関におけるコア研究者集団に対して効果が実証されたプログラムについて、他機関の研究者を受入れ、プログラムの更なる改良やシステム化に向けて実証を行い、事業実施期間の終盤においては、研究者育成システムの自主的・持続的運営に向けた検討・実証を行うなどといったことが考えられます。
- なお、本事業で開発される研究者育成プログラムにより育成する主な対象としては、概ね 30 代前後の若手研究者を想定しており、若手研究者のコア研究者集団の規模は、4 年目以降で 20~25 人程度となることを想定しています。プログラムの対象となる若手研究者は、必ずしもプログラムにおいて実施されるメニューを全て受講する必要はなく、個人のニーズに応じて、必要なプログラムを部分的に受講する仕組みとすることも可能です。また、必要なスキルを身に付けプログラムの達成目標の水準に達したと認められる若手研究者は、プログラムの受講を終了することもできます。

### ③運営体制

- 世界で活躍できる研究者の育成に向けた組織的な支援体制の整備や効果的なプログラムの開発・実証に当たっては、優れた研究者・事務職員等のリクルートや、機関内の部局横断的な支援体制の構築、研究者育成に係るシステム改革等を行う優れた運営体制を構築することが必要です。このため、各実施機関においては、プログラム開発等の総括を行うPM(プログラム・マネージャー)や、若手研究者の外部資金獲得や論文発表に係る研究支援、国際連携、企業連携に係る支援を行うURA(リサーチ・アドミニストレーター)、PM及びURA等の業務を支援する事務補佐員を置くなど、必要な体制を確保してください。
- また、プログラムの開発・実証に当たっては、プログラム開発の進捗確認や効果の検証、プログラムの改良等を十分に行い、必要な専門的な助言等を受けることができる体制を整備してください。例えば次のような組織を置くなどの方法が考えられますが、下記は事例であることを踏まえ、各機関において創意工夫のもと優れた体制を構築することを検討してください。
  - ・ プログラム運営委員会：プログラムの開発・実証の進捗を確認し、必要に応じて改善策等を示す。PM、学内の教員(教授相当)、事務職員等により構成。年2～3回程度開催。
  - ・ プログラム開発ワーキンググループ：プログラムの開発や効果の検証等を行うとともに、プログラム運営委員会にその結果を報告する。PM、URAを含め5名程度のプログラム開発関係者により構成。月1回程度開催。
  - ・ アドバイザリーボード：実施機関におけるプログラムの開発や、効果の検証について助言・支援を行う。年1回程度開催。5名程度の外部有識者等により構成。
- 運営に参画する者については、世界トップクラスの研究者育成の拠点を形成するという観点から、国際的に活躍する研究者の育成に関して高度な知見を有し、研究者を育成するための環境整備や研修の取組についての的確に計画し、あるいは調査・分析し、研究者の支援を行うことができる者を選任してください。また、国際性に配慮するとともに、属性・専門分野等の多様性のある体制の構築を図ってください。

### ④対象となる取組の要件

(研究者育成体制の構築に関する要件)

- 本事業では、研究室の枠組みを超えて、組織的に世界トップクラスの研究者を育成するシステムの構築が求められます。このため、実施機関においては、一つの学部や研究科のみで研究者支援の体制整備や取組を実施するのではなく、異分野の研究者が当然に参画することを前提に、機関として部局横断的にシス

テム構築を図ってください。その際、Society 5.0における変化も見据え、文理の壁を越えて研究者の成長と科学技術イノベーションの創出を促す視点を踏まえてください。

- また、本事業の成果として、育成したコア研究者集団を核として機関全体の研究力も向上していくことも期待されることから、本事業により開発されたプログラムや育成された若手研究者が、機関の研究力を向上させるシステムの形成に貢献するような発展的な展望があることが望まれます。
- なお、本事業を通じて開発・実証するプログラムは、実施機関全体における研究者育成に資するものであることに鑑み、実施機関の長は、機関内外の調整、実施体制の整備、申請案件の精査、プログラムの実施、成果の波及、プログラムの継続性、発展性の確保等、申請するプログラム全体に責任を持つこととします。
- 国内外の研究機関や企業等と連携・協力し、多様な視点を取り入れたプログラムの開発・実証を図るとともに、事業の進捗に応じて、他機関の研究者が本事業によるプログラムに参画することが可能となるよう計画を立ててください。また、多様なバックグラウンドを有する研究者に対して、専門性の向上や、研究及び研究マネジメント業績の蓄積等を図る上で有益となる様々な機会の提供が可能となるよう配慮してください。

(研究費を支援する研究者に関する要件)

- 本事業による研究費の支援対象となる若手研究者は、プログラムの対象者である期間中に、研究活動に関するエフォート 50%を確保するとともに、概ね 40 歳未満（臨床研修を課せられた医学系分野においては 43 歳未満）又は博士号を取得後 10 年以内又は同等程度の研究歴を有する者が想定されます。一方で、各研究機関において、育成したい若手研究者層は異なると考えられることから、原則として上記の年齢等を目安としつつ、各機関の実情に応じて、育成対象となる若手研究者を選定してください。なお、出産又は育児により研究を中断した者については、個別の事情に応じ、上記の年齢要件について配慮するよう努めてください。また、支援を受けている間に、出産又は育児により研究を中断する場合は、中断する期間に応じ支援の期間に配慮するよう努めてください。
- 本事業は世界トップクラスの水準で活躍できる研究者の育成を目指すものであり、育成対象となる研究者も研究水準が高く一定程度の国際通用性を有する研究者が想定されます。また、世界で活躍できる研究者を育成する機関においては、多様な背景を有する優れた研究者が互いに切磋琢磨できる環境を確保することが重要です。このため、支援対象となる若手研究者は国際公募等により選考することとし、支援対象者には外国人研究者、外国の大学で学位を取得し

た日本人研究者、外国で通算1年程度以上の教育研究歴のある日本人研究者、国内或いは海外において国際共同研究に従事した経験を有する日本人又は外国人研究者が半数程度含まれることが望まれます。

- 実施機関は、テニユアトラック制又はこれと同趣旨の公正で透明性が高く、安定性の高い人事システムの活用や、任期の定めのないポストの確保など、支援対象の若手研究者が安定的に研究活動を行えるよう配慮するとともに、自立した研究環境（例：研究資金の措置、研究支援体制の充実、研究スペースの確保、研究指導教員としての大学院生の研究室への配属等）を確保してください。
- また、育成する若手研究者は、海外や全国の研究機関等をフィールドに活躍することが期待されることから、クロスアポイントメント制を積極的に活用するなど、若手研究者の流動性を妨げることがないように配慮してください。

（若手研究者の雇用・研究環境の整備に関する要件）

- 本事業では、育成対象となる若手研究者に対して安定的な雇用を確保することが求められていますが、研究者を育成する研究機関全体としても、研究者が国際通用性のある環境の下で研究に専念するための取組や、研究者の流動性を高めるための自発的な取組を行っていることを原則とします。例えば、下記のような取組が考えられます。
  - ・ 年俸制の導入：研究者の流動性向上と適正な業績評価の観点から、教職員に年俸制を適用している。その際、研究分野・職種・年齢層等に応じた研究・教育業績の評価と処遇への反映を通じて、全学的に適正な給与体系の構築に取り組んでいる。
  - ・ テニユアトラック制の導入：若手研究者は全学的にテニユアトラック制の対象としている。あるいは、一年間の選任採用者のうち必ず一定数をテニユアトラック対象者として選考している。
  - ・ クロスアポイントメント制度の導入：大学と企業等との間でクロスアポイントメント協定を締結できるよう制度を整備し、研究者の派遣・受入れを推進している。
  - ・ 国際通用性を見据えた人事評価制度の導入・活用：全学統一的な評価基準の設定、研究者の研究・教育の実態に応じ多様な観点を盛り込んだ業績評価、教員同士のピア・レビュー等、海外からの研究者雇用を促進するに足る、国際通用性のある人事評価制度を導入している。
  - ・ 国際通用性を見据えた採用と研修：一定の語学力を要件づける等の国際通用性を見据えた採用や、中期海外派遣研修等の取組を行っている。

- ・ 研究推進体制の強化に向けた取組: 研究者が研究に充てる時間を確保する観点から、URA や技術専門人材の育成・活躍促進や、組織内の会議等の負担軽減、事務組織の強化等に関する取組や計画がある。

#### (取組の継続性に関する要件)

- 本事業は、事業期間終了後に取組を完全に内在化することを見据え、取組の進捗に合わせて補助金額を逡減することとしています。申請に当たっては、事業期間の終了後も、世界トップクラスの研究者の育成に自立的かつ継続的に取り組むことが可能となるよう、下記の点に留意してください。
  - ・ 初年度から、一定の学内資源の活用が事業計画に含まれること。学内資源については、現金等のほか、現物寄付等の現金換算できる学内外のリソースを含むものとする。
  - ・ 9年度目には、本事業からの補助金額が初年度補助金額の3/4、10年度目に1/2まで逡減する予定であることを踏まえて、外部の研究資金、協賛金や拠出金等の自主財源を確保すること。
  - ・ 補助金の逡減に関わらず、取組自体の水準(研究者育成プログラムの内容や、研究者支援体制の水準)の維持に努めること。

#### (2) 事業の期間

事業計画は10年間とします。ただし、国の財政状況等に鑑み、10年間の事業計画を必ずしも保障するものではないことに留意してください。

また、5年目に個別の事業実施状況について、文部科学省が別に設置する開発普及委員会による中間評価を行います。この評価において、事業の変更・改善が必要な事由が生じた場合には、必要な事項について、開発普及委員会の承認を得て、事業計画の変更を認めることとします。事後評価は、10年間の事業終了後の翌年度に実施します。なお、中間評価において、実施機関の取組状況が著しく妥当性を欠き、本事業の適切な遂行が困難な場合には、取組の改善を求めることや、補助金の減額、事業の中止等の見直しを行うことがあります。

#### (3) 事業規模

申請内容の実施に必要な経費の一部については、文部科学省から代表機関及び共同実施機関に対して補助金を交付します。

令和元年度の本事業による1件当たりの補助金は、81,000千円を上限とします。令和2年度以降の予算については、財政事情・中間評価の結果等により、補助金額を減額することがあります。

また、本事業は、事業期間終了時点において、研究者育成システムを完全に内在化

することを見据えて、事業の進捗に合わせて補助金額を逡減することとします。(9年度目に初年度の3/4、10年度目に初年度の1/2まで逡減する予定。)

#### (4) 補助対象となる経費の範囲

補助対象となる経費は、具体的には以下に示すとおりです。

##### ① プログラム開発・実証体制の構築に必要な経費

- ・業務担当職員や補助者を雇用する経費
- ・サーバー導入、システム導入、その他研究活動に必要な設備・機器の導入等、育成体制の構築・環境整備に必要な経費(設備備品費(1年度に限る。)、消耗品費、通信運搬費等)
- ・世界トップクラスの研究者育成に関する知見を有する研究マネジメント人材のリクルート活動に必要な経費(国内旅費等) 等

##### ② プログラム開発に必要な経費

- ・事業運営やプログラムの進捗管理・開発等に必要な委員会等の開催や情報収集・分析に要する経費(消耗品費、国内旅費、外国旅費、諸謝金、会議費、雑役務費等) 等

##### ③ プログラムの実証に必要な経費

- ・若手研究者のスタートアップに要する研究費(プログラムに参加後2年度以内に限り1人当たり年間150万円を上限)
- ・世界トップクラスの研究者育成に関する教育研修、講義、交流会等の実施に必要な経費、国内外の大学や、研究機関、企業等での共同研究や研究インターンシップ等の実施に必要な経費
- ・実施機関における取組の普及・展開のためのシンポジウム等の開催、パンフレット・教材作成等に必要な経費 等

上記補助対象経費において使用できる経費の種類は、原則として別表に示すものとします。

なお、本事業以外の科学技術人材育成費補助事業(「卓越研究員事業」等)による支援を受けている研究機関においては、同一の研究者に対して、本事業による研究費との重複支援を行うことはできないことに留意してください。

以下に示す経費は補助対象となりません。

- ・研究者の雇用経費(各実施機関において運営・実施業務を担当する業務担当職員や補助者の雇用経費を除く。)
- ・実施機関全体で共用して使用する施設以外で使用する設備備品及び消耗品
- ・施設の建設や改修に係る経費

### 3. 審査方法

#### (1) 審査の手順

本補助金の交付先選定のための審査は、文部科学省が別に設置する「世界で活躍できる研究者戦略育成事業委員会」（以下「事業委員会」という。）において行います。

審査は、書面審査及び必要に応じて面接審査を行いますが、審査の過程で追加の資料を求める場合があります。選定機関は、文部科学省において、事業委員会の審査結果を踏まえ決定します。

#### (2) 審査の方針

審査方法や審査の観点の詳細については、「令和元年度世界で活躍できる研究者戦略育成事業審査要領」を参照してください。申請書類の作成に当たっては、例えば下記の点に留意してください。

- 申請に当たり代表機関は、世界トップクラスの研究者として目指すべき研究者像、重要となる資質能力、育成上の課題を明確にした上で、研究者育成プログラムの目的や課題を設定し、目的の達成や課題の解決に向けて検証可能かつ明確な目標を、プログラムの目的にふさわしい水準で設定してください。
- 目標達成のため、実施機関全体でシステム構築にどのように取り組むかを明確にしてください。この際、組織的な戦略として設定した目標と実施する取組や体制整備の整合性を考慮し、実施機関での取組の実現可能性を説明できるようにしてください。
- 研究者育成プログラムは、それぞれの目指すべき研究者像に即したものとし、各機関の実情に応じて、既存の研究科等の組織を横断するプログラムや、国内外の研究機関等との連携に基づくプログラムとするなど、多様な方法によるシステムの構築が可能です。
- 事業実施計画の作成に当たっては、事業の進捗に応じたプログラムの展開の仕方についても記載してください。例えば、事業開始初から数年度はコア研究者集団を対象にプログラムの開発・実証を行い、事業期間中盤は他機関の研究者を受け入れ、効果検証やプログラムの改良、システム化に向けた検討を行い、事業期間終盤では研究者育成システムの自立的・持続的運営に向けた検討・実証を行うなどの計画的な展望を含めて説明してください。
- 研究者育成プログラムについては、プログラムの履修等により、育成対象である研究者の能力の向上やプログラムの効果をどのように検証・評価するのかというプログラムの検証・評価の仕方の観点も含めて、説明をしてください。
- 各機関において、スーパーグローバル大学創生支援事業、科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業、卓越大学院プログラム等その他機関の独自の取組

による研究者育成に係る取組実績がある場合は、本事業による取組内容と各取組との違いや、各機関における本事業による取組の位置づけを明確にしてください。

#### 4. 申請方法

本事業への申請は下記の方法により行ってください

##### (1) 申請書類

別添の世界で活躍できる研究者戦略育成事業の申請書の様式1～3に記入して提出してください。

##### (2) 申請期間

令和元年7月31日(水)～令和元年8月30日(金)

##### (3) 提出方法

申請書類は、PDF形式へ変換のうえ、電子メールで提出してください。郵送・持参・FAXによる申請書類の提出は受け付けませんが、電子メールでの提出が困難な場合はご相談ください。なお、必要に応じて後日申請書類の原本を提出していただく場合がありますので、原本は申請機関(代表機関)において保管してください。

(留意事項)

- 送信メールの件名は、「【世界で活躍できる研究者戦略育成事業】機関名」とし、「機関名」には申請機関(代表機関)の名称を記入してください。
- 添付ファイル名には「機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、必ずPDF形式のファイルで送信してください。
- メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計10MB以下でお願いします。なお、容量を超える場合は、分割して送信してください。
- メール到着後、翌日中(土日祝日を除く)に受領通知を送信者に対してメールで返信します。メール送付から2日以内(土日祝日を除く)に受領通知が届かない場合は、速やかにご連絡ください。

##### (4) 提出先

E-Mail : kiban@mext.go.jp (「@」は半角にしてください。)

##### (5) その他

申請を行う場合は、下記の点に留意してください。

- 用紙サイズはA4縦判、横書きとし、正確を期すため、ワープロ等判読しやす

いもので作成することとし、日本語で記載してください。カラーで作成することも可能としますが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。

- 提出された申請に係る書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は認めません。
- 申請に係る書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載があった場合は、選定後においても、選定が取り消されることがあります。この場合、虚偽の記載等を行った事業推進担当者について、一定期間本事業への参加を制限します。（他の競争的資金制度等においても、参加が制限される場合があります。）
- 提出された申請に係る書類は返還しませんので、各機関において控えを保管してください。
- 公平・公正な公募となるよう、公募期間中の問い合わせ及び相談等については、ウェブサイト等を通じて等しく周知します。
- 選定・不選定に関わらず、選定結果を申請者に対して通知します。選定された機関に対しては、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡を行います。
- 選定された機関については、文部科学省のウェブサイト等を通じて公表します。

## 5. 取組の実施

選定された取組の実施機関は、事業実施期間中、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、開発普及委員会事務局機関を通じて文部科学省に提出してください。これらについては、調整の結果、修正を求められることがあります。なお、補助金の交付を受けない共同実施機関においても、事業実施期間中は年次計画等を作成し、提出してください。

補助金の交付等については、別に定める補助金の交付要綱等に基づき行います。

実施機関は、計画書等に基づき取組を実施するほか、補助金を交付されている期間中、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、開発普及委員会事務局機関を通じて文部科学省に提出してください。なお、補助金の交付を受けない共同実施機関においては、文部科学省から、取組の進捗状況及び経費の使用実績について報告を求められることがあります。

また、事業期間中の取組の実施状況について、文部科学省及び開発普及委員会事務局機関のP0等が、現地調査の実施等により進捗を把握します。

実施機関は、取組実施5年度目及び取組終了時（11年度目）、事業の実施状況等について成果報告書を速やかに作成し、開発普及委員会事務局機関を通じて文部科学省に提

出してください。

成果報告書等に基づき、取組実施5年度目に中間評価、取組終了年度の翌年度（11年度目）に事後評価を実施します。評価は、書面審査及び必要に応じて面接審査を行うこととします。なお、中間評価の結果によっては、文部科学省より、機関に対して改善策の提出を求めることや、補助金の減額、事業の中止等の見直しを行うことがあります。

## 6. 留意事項

### （1）事業の遂行及び管理

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

本補助金の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は当該全事業完了の年度の翌年度から5年間保存してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により、購入されたものであることを踏まえ、補助の機関内のみならず、補助の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

### （2）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の申請、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）※の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の申請に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の申請は認められません。）

このため、下記のウェブサイトの様式に基づいて、令和元年8月30日（金）までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成30年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、文部科学省から補助金の交付を受けない機関については、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記の文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。登録には通常2週間程度を要しますので、十分に御注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを御覧ください。）

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(4) 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加<sup>※1</sup>資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。）や、不正使用等に関与したとまでは認定

されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>※2</sup>に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 <sup>※3</sup> (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から <sup>※4</sup> )
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2)	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
	(1)	② ①及び③以外のもの	2～4年
	以外	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じて、上限2年、下限1年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合  
※4 補助金等を返還した当該年度についても、参加を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとします。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を御参照ください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

(5) 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等※、他の科学技術人材育成費補助事業において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等、他の科学技術人材育成費補助事業において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

他の競争的資金制度等※、他の科学技術人材育成費補助事業について、令和元年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成 30 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下の URL を御覧ください。

【URL】 <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/> （競争的資金制度）

提案公募型研究資金制度については、近日公開予定

(6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）※を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を

行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

(7)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の申請に当たり各研究機関<sup>\*1</sup>は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の申請は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、令和元年8月30日(金)までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成30年4月以降、別途の機会に研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご確認ください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1374697.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm)

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。登録には通常2週間程度を要しますので、十分に御注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご確認ください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(8)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて補助金の交付決定の取消・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、翌年度以降の契約についても締結しないことがあ

ります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から※）	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特		当該分野の研究の進展へ	2～3年	

定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	の影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	1～2年
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

(9) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業の研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、実施責任者※は、本事業の研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

※実施責任者とは、基本的には研究機関の代表者又は本事業における責任者を想定し

ています。

(10) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、補助金の交付をしないことや、補助金の交付を取り消すことがあります。

(11) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、

外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)  
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック  
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryu/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)  
[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

#### (12) 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf)

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)

○競争的資金における使用ルール等の統一について

(平成 29 年 4 月 20 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

[http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3\\_siyouuruu.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouuruu.pdf)

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

#### (13) 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成 27 年 9 月 15 日 中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源による RA（リサーチ・アシスタント）雇用や TA（ティーチング・アシスタント）の充実を図ること、博士課程（後期）学生の RA 雇用及び TA 雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本事業により、博士課程（後期）学生を積極的に RA・TA として雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

#### (14) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会）

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu10/toushin/1317945.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu10/toushin/1317945.htm))

において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本事業に採択され、補助金により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様

なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

#### (15) 個人情報の取扱い

申請書に含まれる個人情報については、厳重に管理し、文部科学省の業務遂行に利用します。その他、文部科学省が管理運用する e-Rad を通じ、内閣府に各種の情報を提供することがあります。(e-Rad 利用における個人情報の取扱いについては、e-Rad のシステム利用規約を参照してください。) なお、これらの情報作成のため、各種作業や情報の確認等に協力していただくことがあります。

### 7. 問い合わせ先

<事業内容全般に関すること、書類作成・提出に関すること>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課

人材政策推進室 基礎人材企画係

電話：03-6734-4051

E-mail：kiban@mext.go.jp

また、文部科学省のウェブサイトも参照してください。

[公募情報、公募要領のダウンロード等]

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/sekaidekatsuyaku/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/sekaidekatsuyaku/index.htm)

### 8. スケジュール

- ・ 公 募 開 始：令和元年7月31日（水）
  - ・ 公 募 説 明 会：令和元年8月8日（木）
  - ・ 申 請 書 類 締 切：令和元年8月30日（金）
  - ・ 書 類 審 査：令和元年9月上旬～9月中旬
  - ・ 面 接 審 査：令和元年9月中旬～9月下旬
- ※具体的な日時及び場所は別途周知します。
- ・ 選 定 結 果 の 通 知：令和元年10月初旬
  - ・ 交 付 申 請 等：令和元年10月中旬
  - ・ 事 業 開 始：令和元年10月下旬

## (別表)

費 目	種 別	備 考
設備備品費		設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続は機関の規程等によるものとします。 ※不動産及び不動産附帯設備の購入はできません（定義は機関の規程等によるものとします）。
人件費		雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算定については、機関の給与規程等によるものとします。
事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続は機関の規程等によるものとします。
	国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む）に係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	諸謝金	外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金。 ※謝金の算定に当たっては、機関の謝金支給規程等によるものとします。
	会議費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規程等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類は補助金からは支出できません。
	通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
	借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。
	雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費。
	委託費	業務の一部の委託に係る経費
	光熱水費	本事業の実施に必要となる光熱水費。 ※本事業に関係しない光熱水費については、補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。